

# 週刊住宅

2018年(平成30年)10月22日号  
NO. 2834 (毎週月曜日発行)

主だったよ。」  
テレビコマーシャルを見て  
問い合わせをしたという  
高齢者の自宅に訪問したところ  
がある。80代男性でひとり暮らしながら、部屋の中はきれいに掃除されてい  
る。話を聞いていても、きちんとした人となりうるかが  
うことができた。  
今回の相談は、「もうい  
そびれている賃貸の更新料

# CFネット流 新・大家実践塾

38

# 生活保護を考える大地主

なくても支払つてくれる借地人もいるが、それは支払い義務があるからではない。建物の建築を替えや借地権譲渡の場合には地主の協力が必要となるので、地主との人間関係を良好にしておきたい、七〇年の判断によるものがほとんどである。

を借地人から、「？」といったもの、新料としての、新しいタイミングで、うえるもので、的には借地契約を支払う旨の規定がないものなのだ。

は更新料  
うに借地  
停まで  
で、更新  
料ではない。  
基本の状況で  
難しい状  
況で、借地料を  
定がないとも  
いろいろ

の記載はない。さ  
ら人と地代の件で調  
べてみると、その状態な  
いに付けて、料金を支払ってくれ  
るが、話しかけると、この人の生活

「生活保護も考えるけれど、状況が気になつてきた。……」などと地主には似つかわしくない言動が出て来る。ならば、底地を借地に買い取つてもうえは良いのではないか、と思う。

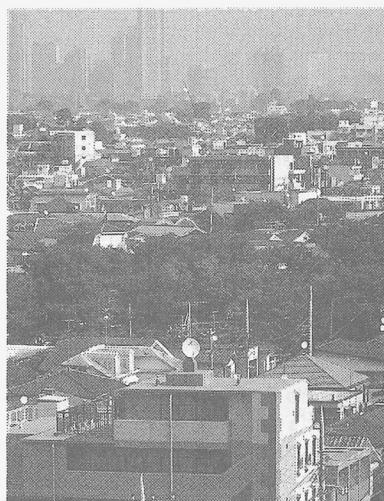
ちい人いつど  
らの心を  
「土地を  
い。先祖  
のだから  
す。以上続く

を見透かすこと  
を売ることには  
恵から受け継  
つ。うちはイ  
ヽ旧家である

うひのひ、たのひのひ。  
ひでまな  
ひいだも  
400年  
「？」と話

、と実感し  
鎌倉鑑定  
電話 = 046  
2 フアク  
30・57  
帶電話 = 0

小林 雅裕  
ス=045  
7・22・7  
73  
80・41



写真はイメージ

系の相続人はいない。それでも、家を守るために甥の子どもに相続させるための遺言は用意しているとのことだった。相続対策の最優先事項は、被相続人その本人の思いであり、自身の生活を犠牲にしてまで守りたい思いがあるのであれば、それを優先すべきなのだろう。

大船アスク=1-247-0  
016神奈川県鎌倉市大船  
2-19-35  
ブログもちょいちょい。  
<http://ameblo.jp/kova-m>